

銀行勘定の金利リスクの

モニタリング手法等の見直し

深度ある対話を通じた課題の共有と 改善策の策定を重視したモニタリングへ

金融庁検査局総務課

課長補佐 佐々木 豪



金融庁監督局総務課健全性基準室

課長補佐 塩見 尚史



金融庁は6月30日、金利リスクのモニタリング手法等の見直しについて公表した。これは、最近の金利環境や2016年4月にバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）から公表された「銀行勘定の金利リスク（Interest Rate Risk in the Banking Book（IRRBB）」に係る最終合意等をふまえ、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、告示および監督指針について所要の改正を行うものである。本稿ではその概要を紹介する（本稿に示された見解は筆者のものであり、筆者が所属する組織のものではない）。

引き続き「第2の柱」で 扱われるIRRBB

金利リスクとは、金利水準の変動により、金融機関が保有するポジションの経済価値または収益が変動するリスクをいう（注1）。貸出、有価証券運用、預金の受入れといった商業銀行にとって重要なビジネスは、金

利変動によってその収益および経済価値に大きな影響を受ける。こうした影響は時価評価によって直ちに顕在化するものばかりではない一方、中期にわたって継続することもあるため、金利リスクは幅広い金融機関において優先的に考慮・対応すべき重要なリスクであるといえる。金利リスクのうち、トレーデ

イング勘定のポジションから生じるものについては直接的に自己資本比率規制に基づく資本賦課（第1の柱）の対象となるが、商業銀行の資産・負債の大半を占める銀行勘定のポジションから生じるものについては、新しい最終合意のもとでも、従前から引き続き、当局による監督を基礎とする枠組み（第2の柱）

のもとで取り扱われることとなった。今回、公表された見直しは、銀行勘定の金利リスクを対象とするものであり、以下でたんに「金利リスク」と記載する場合も、銀行勘定の金利リスクを念頭においている。本稿では、まず金利リスクのモニタリング強化の背景と狙いについて、次に金利リスク指標

IRRBBのモニタリング手法の見直し

の例について述べ、続いて監督指針等改正の内容について、早期警戒制度の見直し、金利リスク管理態勢の高度化、開示の充実および今後のスケジュールの順に述べる。

金利リスクのモニタリング強化の背景と狙い

(1)わが国金融機関をとりまく環境の変化

国内の資金需要低迷や世界的な低金利の継続等を受け、わが国金融機関においては、流入する預金の運用環境が悪化しており、貸出利ザヤも長期低落傾向にある。このため、円貨運用の長期化や外貨運用の積極化により、金利リスクをとって収益を確保する動きが拡大している

(図表1・2、注2)。

商業銀行における金利リスクの重要性に鑑み、金融庁としては、円金利や外貨金利の急激な上昇が起きる場合や低金利が続く場合に、金融機関の収益やバランスシート、自己資本比率、ビジネスの経済価値にどのような影響があるかをフォロー

ド・ルッキングな視点から把握し、問題を抱える金融機関には改善に向けた取組みを促すことが必要である。

(2)金利リスクを巡る国際的な議論

世界的な低金利が続き、将来の金利上昇に対する備えが必要となっていること等を背景に、バーゼル委は13年4月から、銀行勘定の金利リスクの取扱い見直しについて議論を開始した。

バーゼル委が15年6月に公表した市中協議文書においては、銀行勘定の金利リスクの管理・監督を巡る各国当局の多様な意見を反映し、リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に勘案する案(第1の柱案)と、自己資本比率の計算には反映させず、監督上の対応を深化させる案(第2の柱案)が併記された。その後、市中協議に寄せられたコメント等をふまえ、最終的には、各市場における金利リスクの多様性や個々の金融機関のリスク特性等を考慮した柔軟な監督対応が不可欠であるとのわが国の主張も反映され、16年4月に、

●銀行勘定の金利リスクについては、従前に引き続き、当局による監督を基礎とする枠組み(第2の柱)のもとで取り扱うこと

●バーゼル委が通貨ごとに定めるシナリオに基づいて計測した、経済価値ベースおよび収益ベースの金利リスク量のほかりリスク計測の重要な前提等を開示すること

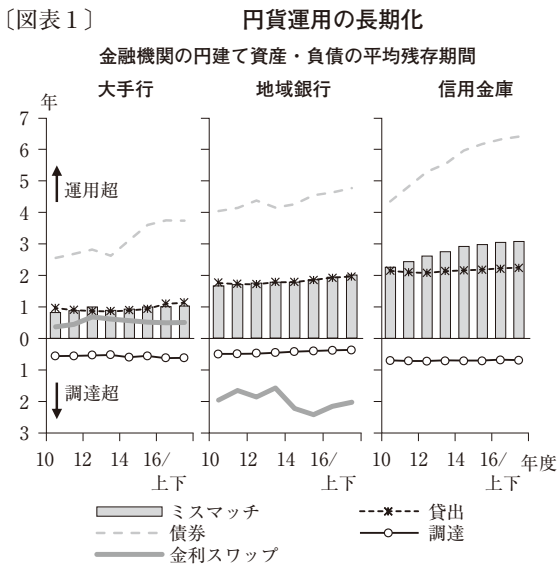
●金利リスクの計測にあたって、標準的手法の使用は義務付けな

いこと
などを柱とする最終合意文書が公表された。

(3)モニタリング強化の狙い

以上を背景に、金融庁においては、金融機関におけるリスクテイクの状況とその影響を総合的に把握し、フォワード・ルッキングな監督を行うという観点から、金利リスクのモニタリング強化について議論してきた。

その狙いは、①各金融機関におけるリスク計測・リスク管理



(注) 1. 直近は16年12月末。
2. ミスマッチは資産の平均残存期間と負債の平均残存期間の差。資産の平均残存期間は、貸出、債券、金利スワップ受分の加重平均値。負債の平均残存期間は、調達、金利スワップ払分の加重平均値。金利スワップの平均残存期間は受分・払分の差。
(出所) 日本銀行「金融システムレポート(2017年4月号)」(図表2も同じ)

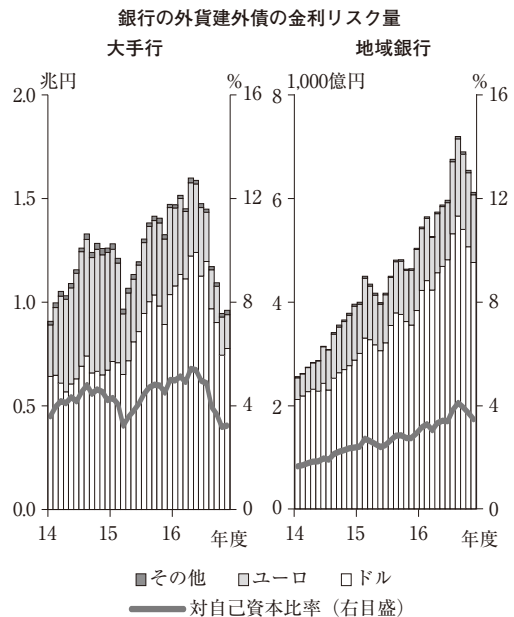
の高度化への取組みを促すとともに、②たんに金利リスク量の多寡を問題とするのではなく、経営環境やビジネスモデルといった各金融機関が抱える根本的な課題についても十分に分析をしたうえで、金融機関との間で持続可能なビジネスモデルの構築に向けた深度ある対話を行う枠組みを整備することにある。

これらの狙いの詳細や、具体的な施策としての監督指針等改正の内容については以下で述べるが、その前に、モニタリングにおいては、金融機関との双方の対話のなかで根本的な課題についての改善策を見出すことを重視しており、金利リスク量の数値のみを基準にして機械的にリスクが過大であると評価したり、金融機関に対して画一的に債券の売却によるリスク削減を求めたりするようなことは意図されていないという点を強調しておきたい。

金利リスク指標の例

金融機関における金利リスク管理においては、目的に応じて

〔図表2〕 外貨建外債の金利リスク量推移



(注) 1. 直近は17年2月末。
2. 金利リスク量は銀行勘定の100bpv。大手行はオフバランス取引を考慮。地域銀行はオフバランス取引は考慮していない。

適切なリスク指標を計測し、その水準や推移をモニタリングすることが重要である。ここでは、以下の議論の前提として、こうした金利リスク指標の例をあげる。

(1) 経済価値ベースの金利リスク指標

金融機関が保有するポジションの経済的価値 (EVE: Economic Value of Equity) の、金利ショックに対する減少額として定義される ΔEVE は、バゼル委の最終合意において計測と開示が求められており、後述

の早期警戒制度における重要性テストの基準となるリスク量である。

ΔEVE は、債券等の時価評価されるポジションのみではなく、貸出や預金等、わが国金融機関の実務においては通常は時価評価されないポジションについても対象としており、資産と負債の両面における、金利変動のビジネスへの長期的な影響を会計制度に依存しない尺度で把握できるという特徴がある。

(2) 収益ベースの金利リスク指標
金融機関にとって、保有資産

からの受取利息と資金調達に対する支払利息との差である純金利収入 (NII: Net Interest Income) を安定させることは重要である。 ΔNII は、金利ショックが基準日から12カ月間のNIIに与える影響として定義され、バゼル委の最終合意において計測と開示が求められる。

多くの金融機関のポートフォリオは、負債の金利更改満期が短く、資産の金利更改満期が長い。そのため、理論的には金利上昇(低下)は資金調達に対する支払利息の増加(減少)をもたらす。NIIに負(正)の影響を与える可能性がある。もともと、わが国金融機関においては流動性預金による調達割合が大きいため、預金金利の粘着性を考慮すれば、金利上昇(低下)による支払利息の増加(減少)は大きくならない可能性もある。

早期警戒制度の見直し

金利リスクについては、現行の早期警戒制度のもとでモニタリングを行っており、アウトラ

IRRBBのモニタリング手法の見直し

イヤー基準に抵触する金融機関については、対話を通じてリスク管理の高度化等を促すこととなつている（注3、4）。

しかし、アウトライヤー基準に用いられる金利リスク量（金利ショックに対する経済価値の低下額）は、

①上下200bpsの平行シフト

②保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントと99パーセントの値

のいずれかの標準的金利ショックを基礎として計測されるため、現在のように低金利が長期的に継続する環境下では、②を選択する金融機関において金利ショックの見積りが過少となる傾向があった。

早期警戒制度の課題については、金融モニタリング有識者会議においても議論された。具体的な課題として、アウトライヤー基準等に抵触したとしても、閾値に抵触していることの影響・要因の分析が不十分であり、金融機関が抱える現在および将来の課題を明確化し、金融機関

と共有することができていないといった点があげられた。

こうした課題をふまえ、モニタリングの実効性を高める観点から、今般、早期警戒制度の見直しに係る監督指針案を公表した。見直し後の早期警戒制度においては、まず当局におけるモニタリング・データの分析により対象先を絞り込んだ後に、深度ある対話を実施することとしている（図表3）。

以下に述べるとおり、金融機関との双方方向の対話のなかで、金融機関自身が自らの状況を分析・把握し、根本的な課題についての改善策を見出すことを重視しており、金融庁の分析や仮説のみに基づいて一方的に改善対応を迫ることを意図しているものではない。また、海外で見られるような、金利リスク量等を基準に資本賦課を行う、第1の柱に準じた取扱いとは一線を画している。

(1)当局におけるモニタリング・データの分析

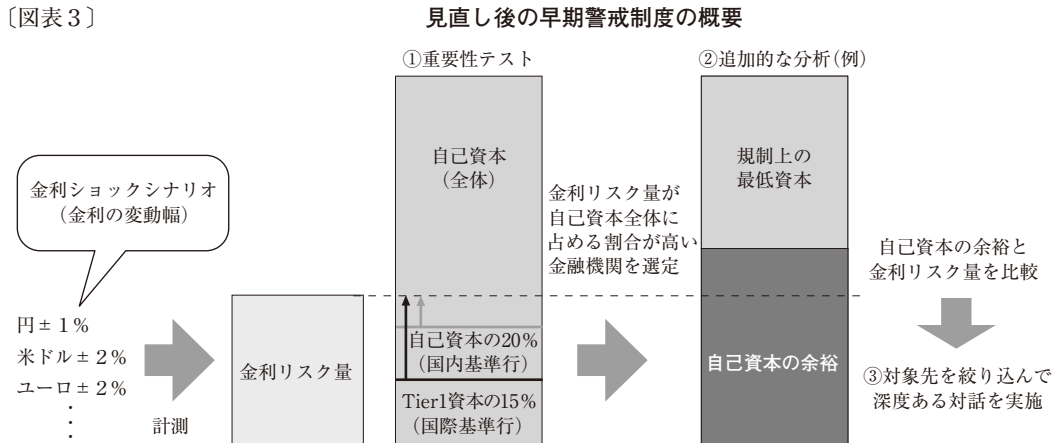
監督指針案では、モニタリング・データの分析は、①重要性テスト、②追加的な分析の2段階で行うこととしている。

第1段階の重要性テストでは、従来のアウトライヤー・テストと同様に、金利リスク量の自己資本に占める割合を基準とするが、以下のような特徴がある。

●国際統一基準は△EVEがCore資本の15%を超える場合、国内基準は△EVEが自己資本額の20%を超える場合、追加的な分析の対象となる。

△EVE計測の前提となる標準的金利ショックは、パーゼルの最終合意に従い、通貨ごとに定める六つのシナリオを用いる（注5）。これらのシナリオの金利変動幅は、長期間（00～15年）のデータから推計されているほか、金利変動幅のフロアが設けられるなど、リスクが過小評価されないよう工夫がなされ

見直し後の早期警戒制度の概要



ている(注6)。

● 監督指針案においては、従来と同様に、「重要性テストに該当したことをもって、銀行が過大なリスクテイクを行っている」とみなされるものではない」点が明記された。

第2段階の追加的な分析では、収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。具体的には「銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係を基本的な着眼点としつつ、以下の観点等をふまえ、金融機関と深度ある対話を行う必要性について判断する(注7)。

● 「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係(有価証券の含み損益を勘案)

● 「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係

● 「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係

● 「金利ショックが将来収益に与える影響」

(2) 金融機関との深度ある対話

金利リスクテイクの背景には金融機関の経営をとりまくさまざまな要因があり、こうした要因をふまえずに債券の売却などによる金利リスクの画一的な削減を行っても、根本的な解決は図られない。

したがって、計測された金利リスク量の大きさだけでなく、地域経済の動向や人口動態等の中長期的な経営環境もふまえながら、ビジネスモデルやリスクテイクの方針を含めた根本的な課題(リスク管理態勢の強化、収益源を多様化する必要性等)についての改善につなげていくことが重要である。

こうした観点から、前述の金融モニタリング有識者会議における議論もふまえ、金融機関との深度ある対話の方法について見直し、次の①～③の対応を行うこととした(注8)。

①当局における分析・経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、金融機関が抱えている課題およびその原因について仮説を構築する。

②対話を通じた課題の明確化と共有・構築した仮説に基づき、金融機関の自己評価を十分にふまえながら、当局と金融機関との間で深度ある対話を行い、課題およびその原因を明確化し、共有する。

③改善に向けた監督・対話・共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善状況のフォローアップを行う。

金利リスク管理態勢の高度化

前述のとおり、金利リスクは幅広い金融機関において優先的に考慮・対応すべき重要なリスクであり、まずはそれぞれの金融機関において適切な方法で計測・管理され、経営判断に生かされることが重要である。

たとえば、預金を調達し、これを期間の長い貸出等で運用する「流動性・マチュリティ変換」は商業銀行のビジネス・収益の根幹であり、資産サイドの金利リスク量削減のみに注力することは適切でない。負債サイ

ドの流動性預金の滞留や粘着性も勘案したうえで、資産サイドでの適切な金利リスクテイクの程度を判断するとともに、それに見合ったリスク管理態勢を構築することが、金融機関の経営にとって重要である。

このほか、固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約などについても、金利リスクの把握や収益分析の双方において重要な要素である。これらは、金利変動が生じた場合の、金融機関利用者による必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化であり、「行動オプション性」と総称されている。監督指針案では、金融機関が金利リスクを計測する際に、重要性にに応じて、行動オプション性を内部モデルの使用または保守的な前提の反映により適切に考慮することを求めている。

金利リスク量の計測は、行動オプション性の考慮方法を含めさまざまな前提に大きく影響されるため、各金融機関の内部管理上の取扱いに従い、適切な手法に基づいて行われることが重要である。とくに監督指針案で

IRRBBのモニタリング手法の見直し

は、内部モデルを使用して金利リスクを計測する場合には、モデルの検証およびガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報（目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等）、管理の枠組み（方針、検証の手順、組織体制等）および検証の過程が適切に文書化されることが求められている。

こうした内部モデルを含む計測手法の管理は、一義的には個々の金融機関の規模・特性に応じて各金融機関が適切に判断し、必要に応じて当局が検証すべきものと考えられる。一般的には、内部モデル等計測手法の各要素のうち、金利リスク量の計測値に与える影響が大きく、複雑性が高いものについては、より厳格な管理が求められる一方で、そうでないものについては、簡便な管理も認められるものと考えられる。

開示の充実および今後のスケジュール

今回の見直しにおいては、監督指針のほか、国際統一基準

に係る開示告示案を公表した。内容については、バーゼル委の最終合意をふまえ、金利リスクの計測における透明性および比較可能性向上の観点から、定量的項目として「標準的金利シヨックに対する $\Delta E V E$ と $\Delta N I I$ の計測値」に関する開示、定性的項目として「リスク管理の方針及び手続きの概要」および「金利リスクの算定手法の概要」に関する開示を求めるものである（注9）。

定性的項目の開示にあたっては、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報のあり方を検討する必要がある。とくに、金融機関が内部モデルを利用している場合には、その特徴や計測結果に大きな影響を及ぼす要因等を適切に説明する必要がある。

監督指針の改正は、国際統一基準行に対しては18年3月末から、国内基準行に対しては19年3月末から適用される予定である（注10）。

（注）1 「ポジション」とは、資産負債およびオフバランス・ポジ

ションをさす。

2 外貨運用の金利リスク量は、外貨長期金利の上昇を受けて足もとでは減少している。

3 「早期警戒制度」は、自己資本比率が最低水準を下回っておらず、早期は正措置の対象とはならないが、収益性やリスク管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に対し、健全性の維持・向上に向けた経営改善を促す仕組み。02年12月に導入。

4 国際統一基準行については金利リスク量が総自己資本額（Tier 1資本とTier 2資本の合計値）の20%を超える場合、国内基準行については金利リスク量が自己資本額の20%を超える場合に、それぞれアウトライヤ基準に抵触することとなる。

5 上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオ。
6 たとえば、過去の金利変動が小さい円貨の上下パラレルシフトのシナリオについては100bpsのフロアが適用されている。

7 「自己資本の余裕」とは、

告示に定める自己資本の最低水準を上回る額をさす。

8 今回の監督指針案では、信用リスクや流動性リスク等を対象にした早期警戒制度において基準に該当した金融機関に対しても、これらの対応を行うこととした。

9 国内基準行に係る開示告示の改正については検討中。

10 オフサイトモニタリングデータの追加分析のうち、「金利シヨックが将来収益に与える影響」の観点に基づく分析は、20年3月末から実施する方針。

ささき つよし

09年入庁、国際通貨基金職員、金融庁監督局総務課健全性基準室課長補佐（銀行勘定の金利リスク担当）などを経て、17年7月から現職。
しおみ なおふみ
金融庁監督局総務課健全性基準室課長補佐（銀行勘定の金利リスク担当）。16年6月から現職。